

第36回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成21年5月29日（金）

会議の成立

委員総数14名 出席委員数11名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 荒井、井上、浦西、逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、田巻、中山、水口
- ・欠席委員 ～ 小野寺、橋本、三原

配布資料について

〔中山座長〕

- ・事務局から資料提供があるので、説明願う。

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1については、第35回会議検討内容をまとめたものであり、たたき台と章立ても変更したことから確認も含めての資料である。
- ・資料2～4は、第32～34回会議録概要である。

〔中山座長〕

- ・委員からの資料は、関係条項の時に説明願う。

前回（第35回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前は、はじめに「第7条 共働の原則」について、前々回の協議で導き出した共働の考え方を踏まえた上で確認したが、たたき台の内容に修正を加えるような意見等は出されなかった。
- ・次に、4つ目の原則である「地域自治の原則」に関わる部分として、たたき台の「第8章 地域自治」の内容検討に入った。
- ・その検討内容の概要は、今日の資料1で配布している。
- ・地域振興に関する条文は、今回までに各々考えてもらうこととしていた。
- ・その他、前文に関しても、書き込む内容をキーワード的に考えてきてもらいたいということもお願いした。

条文の検討

第 39 条（地域振興）

〔中山座長〕

- ・第 39 条について、笠原委員から資料提供を受けているので説明願う。

〔笠原委員〕

- ・39 条の地域振興を具体的にどう進められるか考えたときに、かなり難しい。
- ・まちづくり協議会や総合計画審議会、まちづくり条例検討市民会議などあるが、まちづくり条例検討市民会議がなくなった場合に、自治区ごとのまちづくり協議会が市全体の、或いは市民活動や自治区のあり方、自治区間の関係について話す場がどうなるのか。
- ・逆に、機構的な面からアプローチしてみた。市民自治推進のための市民自治推進委員会を設置していった方が良いのではないかと。
- ・政策としてやるのではなく、市民自治を推進するための市民のテーブル自体を設定しておいた方が、今後この条例が出来た後も、継続できるのではないかと思う。
- ・その趣旨から 1 から 4 までを条例として提案したい。
- ・条例だけを読むとかなり面倒であるから、今のようなことを解説で入れておかないとダメだと思う。
- ・43 条（条例の改正）にも関わるとは思う。
- ・私も考えが固まっていないので、みなさんの意見を出し合ってほしい。これを決めないとこの条例も絵に描いた餅になってしまう恐れがある。

〔中山座長〕

- ・市民側から検証や意見を出す場があるべきとの意見であるが、みなさん如何か。
- ・確認したいが、入る位置だが、39 条（地域自治）での検討をしているが、42 条（条例の趣旨に関する事務等の検証）で「市長は」と書かれているところに、「市民は」と入れればまちづくり条例全体に関わってくるので良いのではないかと思うが。

〔笠原委員〕

- ・そこが難しいところ。実際に北見市で行っている地区ごとの協働活動があるが、何処の場面で検証していくのか。
- ・今回この条例検討委員会では共働をキーワードとした場合に、それを今後、地域活動、市民活動がどういう形態で進んでいったら良いのかを検証する場が、単に条例にあってるかかどうかだけでなく、具体的な活動として検討するテーブルを設定しておかないとこの条例が出来ても、その後、道筋ができないと思う。
- ・例えば、各自治区のまちづくり協議会が今後どういうあり方が良いのかと言ったときに、それだけを検討する委員会など、どういう形で設定するのか。
- ・今の段階で想定される事態に対して、事前に名称は別にしても場の設定は必要だと思う。

〔中山座長〕

- ・自治区の均衡ある発展を目指す、最終的には北見市全体の発展を目指すということもあったので、具体的に書き込むことは良いことだと思う。

- ・条文の位置であるが、地域自治ではなく、もっと全体の 11 章（条例の改正）など大きな枠の中に具体案を書き込んだ方が良いのではないか。
- ・42 条（条例の趣旨に関する事務等の検証）でもう一度検討することにして、39 条では地域振興のみを検討したいと思うが如何か。

〔事務局～企画課長〕

- ・第 9 章（地域自治）を前回作り、第 38 条で地域自治を保障していくために自治区の設置を明らかにし、自治区には総合支所、自治区長、まちづくり協議会を設置する条文になった。
- ・39 条については、キーワードとして北見市全体の均衡ある発展を目指す、地域の特性を活かす、自治区間の連携を深めるであった。
- ・今回、笠原委員から出された 39 条についてはこのキーワードを全て無くし、市民自治推進委員会でいくということか。

〔笠原委員〕

- ・前回の章を分けたことやたたき台の 39 条を変更したことで、個人的には無くなったと思った。43 条で全体的に見直しすれば良いと思った。
- ・具体的に地域振興に関わる部分は、前回キーワードとして残した方が良いということだったので、どういう形で残した方が良いか考えた。
- ・条文そのものを検討する場合と、条文に書かれたものが具体的にどう動いているか検証する場は違うのではないかと考える。
- ・36 条（市民活動の促進）、37 条（市民自治の促進）を謳ったが、具体的に市民活動がどういように行われているのか、また他との関係性や市民自治の促進にしても、それを話し合う場が地域振興に繋がっていく視点に立ち、こういう条文になった。
- ・座長が言われるように 43 条に入れても良いのかなという気がしないでもなかったが、北見は構造的に複雑である。
- ・まちづくり協議会は各自治区での要望なども多く、また自治区ごとの市民活動をやる訳だが、どういう影響があって、どういう関係で、北見市全体にとってどういう評価なのか。
- ・39 条と 43 条を一緒にする考えも無いわけでもないが、39 条を「地域振興」とした場合に具体的にどういう条文になるのか。その時また戻って論議しても良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・前回決めた産業振興や環境等との優先順位の問題だと思う。いずれにしても必要なことである。
- ・地域振興に関して、市民自治が優先するのか、産業振興が優先するのかで条例の順番が変わるだけのことではないか。
- ・いずれ検証も必要だし、検証の方法も行政側にやってもらうような雰囲気では 43 条は書かれているが、行政側が評価することではなく、市民側が評価することなので、その辺の組織はこれからのこととしても必要なのは必要であり、あとは優先順位を決めれば良いと思う。

〔中山座長〕

- ・笠原委員も地域振興から検討した方が良いとのことであり、そこから始め、その際に市民からの意見を述べる場や審査する機関をここに入れた方が良いとなればこちらで、そうでなければ43条で市民が主体で書き込むことにしたい。
- ・39条地域振興について、杉本委員から少しまとめを言ってもらった。
- ・産業、環境などを入れて地域の特性を活かして、最終的には北見市全体の均衡ある発展を目指すことなど資料1のキーワードを使いながら検討したい。

〔杉本委員〕

- ・キーワードの地域の特性を活かす（産業、環境等）に市民活動などを含めて、地域の特性を活かすというストーリーになると思う。

〔中山座長〕

- ・産業、環境等と特に書かなくても良いということか。

〔杉本委員〕

- ・書いても、書かなくても良いが、市民も入っているということ。
- ・産業や環境も非常に重要である。

〔井上委員〕

- ・以前にみなさんの意見で、地域の資源を活かした産業を活性化させるということが出ていた。
- ・その辺のことがここに盛り込まれるのではないか。

〔中山座長〕

- ・杉本委員が言われるように「産業」と書くと、そこだけが強調されてしまう気がする。

〔井上委員〕

- ・「産業活力」だとか。

〔杉本委員〕

- ・「地域資源」という言葉があるが、地域の資源というと人、もの、金、知恵であり、すべて入る。
- ・環境資源みたく限定していくのか、全部含めていくのか。
- ・資源に環境も入るかもしれない、立地条件とか。地域特性というとそれを想定していかないと不均等になってしまう。

〔逢坂副座長〕

- ・地域の特性を活かすというのは、基本的には大括りでやっておいた方が良いと思う。
- ・各論は政策的要素になってくると思うので、市民活動、地域活動を含めた大括りでやるのが良いと思う。

〔水口委員〕

- ・「資源」と「特性」は同じ意味なのか分からないが、こだわるのであればあえて「資源」と「特性」を並べて、「地域の資源と特性を活かし」にした方が素直な気がする。
- ・「資源」にすべて入るとなると、「特性」との違いが今ひとつ分からない点はあるが。

〔中山座長〕

- ・先ほど言われていた産業に関して笠原委員は如何か。

〔笠原委員〕

- ・前回の会議で 38 条がほぼ決まって、2 項で「地域振興を図るため各自治区に総合支所、自治区長、まちづくり協議会を設置する」と具体的に記述した。
- ・それを受けて 39 条（地域振興）になったとき、基本的には自治区内の話に限定されてしまうと思う。
- ・北見市全体にどう繋げていくことができるかが、難しいと思う。
- ・前回キーワードは出ているが、既に 8 条などに出ており、あえてここで重複して出す必要性があるのか、ないのか。難しい。
- ・地域を活かすと言った場合に、38 条で自治区を設置して、39 条で自治区内振興だけに終わらせて良いのかどうか。
- ・個人的考えていくと、自治区内の地域振興を行って、市全体が自治区間の均衡ある発展に繋がるような方策で、条文になればという考えであった。

〔井上委員〕

- ・勘違いしていた。38 条である程度大きく地域振興を図るためとしたので、具体的にそのことを 39 条で言うのかと思っていたので、産業とか資源という言葉が必要だと認識していた。そうではないということか。

〔中山座長〕

- ・私もそうかと思った。

〔逢坂副座長〕

- ・基本原則のところ、全体の均衡などを謳って、地域の特性なども原則に入ってくると思うが、それをここでは具体案としての仕組みで言うと、自治推進委員会なんか機能が果たすという考え方ができる。

〔笠原委員〕

- ・元々たたき台で 37 条の市民活動やコミュニティなどの必要な支援を行うということであり、これを残すという条件が出たので、章を分けて第 9 章 38 条（自治区設置）までは良いが、本来たたき台の 39 条（地域自治の推進）は 36 条、37 条に係っている。
- ・しかし、9 章の下に残したことにより、地域振興をより図るための方策をここで謳うのか、それとも各自治区に頑張ってもらって、全体に繋がる記述にしていっての方が良いのか。
- ・個人的には 38 条が出来た段階で、39 条は無くても良いのかと最初は思ったが、みなさんの意見は 39 条（地域振興）も残して、表現しておいた方が良いとのことであったので自分なりに考えるとこうなった。

〔杉本委員〕

- ・8 条と 39 条のキーワードが重複してくる。39 条のキーワードでいくと、エネルギーとか源をやる方が良いのかもかもしれない。
- ・産業振興や地域振興の原動力みたいなことをやった方が良いのかも。名称は別にしても市民自治推進委員会のようなものを入れた方が案外良いのかもかもしれない。

〔笠原委員〕

- ・まちづくり協議会をやっていくと、北見自治区から見ればエゴ的にやれる場面が出てく

る。これを調整する場は実際には無い訳である。

- ・まちづくり協議会で出される議題もメニュー方式なので、自ら地域自治或いは産業振興にアイデアを出せる場をなんとか設定出来ないかという考えはある。
- ・それで名称は別にしても、自治推進委員会のような具体的な仕組みと市全体を見渡せるようなものを作っていないとメニューを選択して終わりになり、地域振興に繋がらない。

〔水口委員〕

- ・笠原委員の言われている趣旨は正しいと思うが、これを地域自治の39条に書いたとき市民が理解できるか気になる。
- ・であれば、地域振興の言葉自体を無くして地域自治は自治区設置だけにして、市民自治推進委員会に近いものを別な項目で作っては如何か。
- ・この項目は非常に大事である。まちづくり条例のような条例を作っても、その後どうなるかと言うことはどこかで検証される場がないとダメである。
- ・別な形でも、きちんと位置づけしないとダメである。

〔浦西委員〕

- ・私もまちづくり協議会に入っていて、自治区の縦割りというとおかしいかも知れないが、それぞれの自治区の課題は、市側から提案のあったメニューについて協議するのが今は中心である。
- ・でも自分たちで自治区の課題は意見交換して、逆に行政に提案しなければならない、自分たちで活動するものは活動しなければならないということは、意見交換できる場はあるが、正直まだまだ成熟していない。
- ・3年間を踏まえて思うことは、自治区間の連携という視点がなかった。
- ・自治区間での話し合う機会は今までなかったのではないか。

〔荒井委員〕

- ・まちづくり協議会の原点を見たときに、市長の諮問機関でもあり、諮問に対し答申することが5割であり、あとは浦西委員が言われたように、各自治区が新たな発想、展開をもって、自分たちのまち自分たちでつくる考え方が5割だと思う。
- ・その5割が非常に難しいものがある。
- ・今議論されている市民自治推進委員会とまちづくり協議会との役割分担はきちんとしなければならない。
- ・まちづくり協議会も背負っているものは非常に大きいですが、なかなか答えられない。そこをみんなで考えないと進まないし、成熟していかないと思う。

〔浦西委員〕

- ・もし、まちづくり協議会が市民自治を推進する協議会だとしたら、各自治区同士の意見交換の場が必要になると思うし、市民自治をどう推進していくのかをまちづくり協議会の機能として議論するテーブルを持たなければいけないと思う。
- ・市民自治推進委員会を別にやると、まちづくり協議会が具体的に実践した市民自治の活動の場であるはずなのに、そこと離れて良いのかと考える。
- ・頭でっかちの推進委員会になるのではないか。

〔荒井委員〕

- ・自治区間の連携を保つため、これまでにまちづくり協議会の正副会長会議を何回か開催した。
- ・課題がある度に、当番制で対応していこうということで2、3回開催した。
- ・今は市長が変わり、重要課題も先送りになっているものもあり、問題提起をして協議しようとして各会長に伝えており、今回は留辺蘂が当番である。
- ・しかし、4自治区に温度差があり、なかなか行動が伴わない。

〔中山座長〕

- ・まちづくり協議会にこの自治推進委員会の役割を持ってもらうのは無理か。連携というのは大丈夫だと思うが、北見市全体を見ながら役割を持つというのは難しいか。

〔事務局～企画課長〕

- ・新たに委員会を作った場合、まちづくり協議会と自治推進委員会とで何が違うのかということとは当然説明しなければならないし、はっきりさせないとならない。
- ・色々なところで、新たな組織を作るたびに委員会を持っていると、ある意味係わり合うような委員会が沢山でき、似たような委員会ですべきことが何なのか見えづらくなる気がする。
- ・笠原委員の言われているのは、この条例が最高規範なので、これに基づいたまちづくりがされているか、そこをきちんと検証していくことが求められるので、市長側からだけでなく、市民側からも出していこうという思いは十分分かる。
- ・新たな組織となったときに、荒井委員や浦西委員が言われたとおり、実際に機能していくのだろうかという思いはある。

〔笠原委員〕

- ・札幌の条例だと、まちづくりセンターなど具体的に書いてある。抽象的に書くと何でも入っていると説明がつくが、具体的に誰がどうやって動くかとなったときに、絵に描いた餅にするのか、少しでも進めるための内容にするのか。
- ・今、荒井委員や浦西委員の話聞いたとき、39条の地域振興を自治区内の話と限定せざるを得ない場面になった場合、39条を自治区間の連携という名称にして、キーワードの「北見市全体の均衡ある発展を目指し、自治区間の連携を深めるような支援をする」や「努める」などとしては。
- ・そういう形であれば、まちづくり協議会はまちづくり協議会でやって、さらに発展するような場の設定は可能ではないかと思う。
- ・それが市民自治推進委員会という名称は別な話であるが、今まであった総合計画審議委員会などとは全く別な意味であると区別しておいた方が良い。
- ・自治区間の連携を深めることが、北見市全体に繋がると思うので、その関係性をどうもっていくか。
- ・連携を深めるような支援策、或いは市長等が努めるという内容であれば39条も生きるのではないか。

〔中山座長〕

- ・気になるのが、8条に「地域間の連携を深め、地域全体の均衡ある発展」とあるので、

同じことの繰り返しになる。

〔笠原委員〕

- ・具体的に自治区間の連携と言った場合に、自治区間の連携というのは浦西委員が言われたようにまちづくり協議会を主体にした、或いは各自治区間の連携の場の設定を想定したことが言える。
- ・8条で言っている目的と、具体化した方策の一つとして、市民自治推進委員会と現実部分のすり合わせで、1歩でも進むための方策としては、自治区間の連携を深める方法が必要である。

〔井上委員〕

- ・8条は地域自治の原則としての大きな括りの連携で、第9章の地域自治は38条で自治区の設置を謳い、あくまでも地域振興に関わる中での自治区の連携なので、地域の特性を活かすとなったときに、やはり3項だと思う。
- ・地域の資源の捉え方が違って、地域振興に関わる自治区の連携を入れておくことが北見の特徴を謳うことになるのではないか。
- ・38条(自治区の設置)を受けての39条(地域振興)か。それとも37条(市民自治の推進)からの39条か。

〔中山座長〕

- ・38条を受けての39条だと思っていた。

〔井上委員〕

- ・自治区を設置した上での地域振興だから、自治区それぞれの地域の特性や産業の特性を活かして、北見市全体の地域振興の発展を謳う条文だという認識で良いか。

〔中山座長〕

- ・キーワードはそうであり、そういうものを具体的に書きたいが、原則に同じ言葉が書かれているのでどうするか。

〔事務局～企画課長〕

- ・第8条を以前議論したときの最初の議論は、「市民、議会及び市長等は、自然環境、歴史及び文化など、地域の特性と自主性を尊重するために、自治区を設置し、自治区間の連携を深め北見市全体の均衡ある発展に共に取り組むものとする」ということであった。
- ・それを受けて、第9章を作って「自治区の設置」が出てくるので、原則と重複するので原則の方を「・・・文化など、地域の特性と自主性を尊重するとともに、北見市全体の均衡ある発展に共に取り組む」を地域自治の原則にし、それを具体的に進めるために第38条で自治区の設置をきちんと位置付ける流れの方が良いのではというところで止まっていた。
- ・そうであれば、「自治区間の連携」ということも原則から言葉を抜いて、39条で「自治区間の連携」を具体的に謳う方が流れとしては良いと思う。

〔井上委員〕

- ・そこを減り張り付けて、全体の原則を8条で謳い、地域間の連携は39条にもってきて際立たせたほうが良いと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・連携でなくても、少し具体的な言葉でも良い。

〔中山座長〕

- ・8条からは「連携」を取らなければならない。

〔逢坂副座長〕

- ・8条には「連携」を入れておいた方が良いのでは。

〔中山座長〕

- ・8条からは取った方が流れが良いのではということであった。

〔事務局～企画課長〕

- ・8条に「連携を深め」を入れるのであれば、ここで連携を深めるような少し具体的なものをに入れることになる。

〔井上委員〕

- ・8条で「連携」を使っても良いと思う。
- ・39条の地域振興に係る産業などを使えば。

〔中山座長〕

- ・やはり、両方に「連携を深める」と重複させるのはやめた方が良い。

〔井上委員〕

- ・8条の「連携」は自然環境、歴史、文化などすべてを指している。
- ・39条はもっと具体的なものではないか。

〔中山座長〕

- ・事務局案だと分かりやすい。8条で「連携」を取っておいて、北見市全体の均衡ある発展を目指すために自治区を作った、自治区の振興を図るために連携を深める、という書き方なら良いと思う。
- ・8条で「連携」を入れるのなら、39条では「連携」を深めるための方法を何かを書かないとならない。

〔事務局～企画課長〕

- ・地域の特性と自主性を尊重するということが、それぞれの地域を発展させ、それを担保するのが自治区の設置であり、まちづくり協議会、総合支所、自治区長が出てくる。
- ・均衡ある発展とは各自治区が発展することだが北見市全体の発展なので、各自治区が共に連携を深めようということ。そのための何か方策みたいなものが謳われると、原則からこの章に来たときにうまく流れていくと思う。

〔井上委員〕

- ・あえて8条で「連携」を取って、39条で一つの方法論として「連携」を持ってきた方が良いということか。

〔逢坂副座長〕

- ・各論で「連携」を強調するということ。

〔事務局～企画課長〕

- ・できればそこに連携をするための具体的な仕組みが現れてくると、尚良いと思う。

〔中山座長〕

- ・それが、まちづくり協議会の互いの連絡、連携を深めるということなどであれば良い。

〔荒井委員〕

- ・まちづくり協議会が3年経って思うのは、自分たちの自治区だけではないということ。当然、各自治区の連携という事が必要である。
- ・例えば、端野自治区と北見自治区を見ると、学校や夕陽丘通りの道路延長と端野町7号線道路に関するアクセスすることで、より効率が良くなると思う。
- ・しかし、これが成されていないのが、今のまちづくり協議会の姿である。横の連携がない。
- ・そういうことを、まちづくり協議会が日々活動する事が当たり前だと思うが、成されていないのが現実。当たりの事を当然していかななくてはいけないが難しい。

〔中山座長〕

- ・第39条（地域振興）だが、今までの皆さんのキーワードで言うと、「地域振興を図るため北見市全体の均衡ある発展を目指し、まちづくり協議会などを介して、自治区間の連携を深める」、少しくどいか。

〔荒井委員〕

- ・その深めるということとは分かるが、それを誰がということ。先ほど笠原委員が言われた推進委員会なのか、まちづくり協議会なのか。
- ・そういうことをきちんと明確にしていかななくては、実を結ばないと思う。当然その事は必要だと思う。しかし、何処で誰がやるのかということもきちんと明確にしないとならない。

〔逢坂副座長〕

- ・今、自治区とまちづくり協議会の話が出たが、現状は縦割りになっている。いわゆる横串になる仕組みが欲しい。
- ・現状では、正副会長会議や地域振興室など色々な機能はあると思うが、市民推進会議みたいな、或いはまちづくり協議会の連合組織など、きちんと仕組みの中で作り上げると、今の自治区間の色々な調整ごとや温度差の改善が少しずつ出来てくると思う。
- ・もう1つは、実際にこれからまちづくりをこの条例に則ってやっていく訳だが、実際の問題としては地域の産業の問題や環境問題、市民活動を含めて、実際に色々な事を地域の中でやっていくとすれば、基本的には新しい組織を作るよりも、既存のもの、先ほど荒井委員が言われたまちづくり協議会の50%を有効に使う事も可能かと思う。
- ・実際にまちづくり協議会の実態は分からないが、その辺を荒井委員にお聞きしたい。

〔荒井委員〕

- ・本当にその通りだと思う。
- ・学校を一つ建てるにしても、どこが良いのかということ。端野だけのことを考えれば中心に建てれば良いが、端野と北見の境に沢山の住宅が建ち、将来自治区同士が融和していくことになれば、当然北見寄りに建てることも視野に考える。
- ・こういうことを北見自治区と端野自治区がお互いに話し合いながら決めると言う事が本来の姿だと思う。しかし、今はそこまでに至っていない。

- ・学区の事もそうである。学校を建てる前に、学区を考えなくては行けないが、仁頃や日吉はどうなのか。そのことで学校の規模をどうするのか。
- ・それをやらないと本来のまちづくり協議会の姿ではないと思う。まちづくり協議会も担う役割が重い、沢山の組織を作らないで、既存の組織をきちんと明確にすることが大事だと思う。

〔逢坂委員〕

- ・今言われた、全体的なものを調整する連合的なものが横串に機能していくと、本来の合併の効果が出てくると思う。

〔浦西委員〕

- ・本当にその通りだと思う。

〔杉本委員〕

- ・地方自治法だと、自治区長というのは基本的に横串をやる役目である。たまたま北見は特殊な状況で、それぞれの特別職が自治区長になっている。
- ・本来の地方自治法でいくと均衡の発展をやるための政策を区長がやる訳だが、北見は少し特殊なので現在揉めているが、本来は横串役をやらなくては行けない。
- ・自治法の中でも、法的に認められているのはまちづくり協議会である。状況を見ていると北見のまちづくり協議会だけが、少し他の自治区よりも違和感を感じる。
- ・北見は規模が大きく、運営方法が違うのか、内容を検討していないのか分からないが、本当はその事を一緒のレベルにしないで行けない。そして、その同じレベルで、横串を刺さなければならない。協議会同士で横串を刺さないと法の趣旨に反するというか、自治区を設置する根拠にならないと思う。
- ・この辺が絡んでいることだと思う。現状の北見が大きすぎて、他の自治区との違いをまず解消しないと、繋がりにくい気がする。

〔中山座長〕

- ・事務局に確認したい。「自治区長は」で始まる文章で、例えば「自治区長は、地域振興を図るため、北見市全体の均衡ある発展を目指し、まちづくり協議会等を介して、自治区間の連携を深める」は可能か。

〔逢坂委員〕

- ・ただ、今は自治区長の立場事態が、こういう状況なのでそれは難しいのではないかな。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・自治区長は、自治区設置条例の中に自治区長を設けるという規定が、既に条例としてきちんと成立している。この事はそれぞれの歴史があって条文を制定してきているので、その議論を整理しないと、このまちづくり条例の中で謳うことは難しいと思う。
- ・どうしても、その条項を成立させるとすれば、かなり広い分野を勉強して、更に整理しなければならない。

〔中山座長〕

- ・それであれば「市長は」など。

〔杉本委員〕

- ・ここでは「自治区長は」という言葉が出せなく、どちらかと言うと「市長は」というこ

としか逃げ場所が無い。

〔笠原委員〕

- ・地域振興と考えた場合に、今、水道料金と保育料金が検討されている。水道審議会という所で水道料金の検討をしている。これは旧1市3町で区分が違っていた。
- ・単純に区分の問題と留辺蘂や端野の場合の農業用水等の利用の仕方は、当初の富里ダムを利用している人たちの費用をコストとして考えるのか、産業振興として考えるのか、その辺の公平性をどこでどうやって話をしていくのか。
- ・保育料金については、留辺蘂の場合、少子化対策という事で、政策的に引き下げている側面がある。
- ・学校の設置についても、北見市と端野については、ある程度目途はついていていると思うが、常呂や留辺蘂の場合だと、今後少子化が進んでいったときに、小中連携だとか、幼・小中一貫の施設、複合的なものを作るとかアイデアが出たとしても、どこの場でどうやって話をして、決定されていくのか。
- ・このような地域的な特性と言うのは、現実な問題として関わってくる。それでもともと産業振興というのはある政策部分を、例えば政策により少子化対策として、この地域の保育料金を下げると言った場合、他の人が納得をしないといけない話だ。
- ・税金の公平さから、優遇措置をとるということが、全体の理解を得られないとならない。
- ・この部分をどうやるのか。本来であれば議会だが、その前の段階で複合施設を作るなどというアイデアを発する場すらない。
- ・今回、端野小学校や中学校の改築を自治区で行ったということは、今後自治区が学校施設について、自治区内のまちづくり協議会のテーマとして出しても不思議ではないという先例を作ってくれたと考えている。教育機関についても。
- ・教育機関に限らず、社会保障のいろいろな施設などに関しても、住民からの要望意向という地域的なニーズを実現するのが行政だと思う。
- ・議員を通してということもあり得るが、もう少し身近な部分という事で考えたい。どうしても議会全体でやると来年の選挙から市全体を見渡してもらわないと困る所がある。
- ・各地域と市全体との関りをバランスを取り、仲介するような事が必要だと思う。

〔杉本委員〕

- ・現実に議会よりも、まちづくり協議会の方が重たい事をやっている感じを受ける。まちづくり協議会の権限と言うものが意見を言うだけで、権限がない様に感じる。本当はものすごく重要な事をやっているのに、その権限が異常に軽く感じる。

〔中山座長〕

- ・今、笠原委員の言われた事を現実のものにするためには、まちづくり協議会の役割の見直しをする必要があると思うが、それはここでは出来ない。

〔杉本委員〕

- ・この地域振興をやっていくときに、まちづくり協議会が唯一法的な根拠がある会なのに、そのままだとバランスが悪く感じる。地域振興をやっているグループは殆どボランティアでやっていると思う。
- ・議会もある程度広域的な視点での委員会をやっているが、それよりもやっている事が違

うように思う。地域振興に関しては、頼る所はまちづくり協議会を全面に出す事しかないと思う。権限等がなく取扱いは軽いかもかもしれないが、法的にはまちづくり協議会が唯一の組織だと思う。

〔中山座長〕

- ・今の話だと、まちづくり協議会の役割の見直しをしたいが、見直しは難しいので、まちづくり協議会同士の連携を深めることは最低でも必要である。
- ・笠原委員の諮問、意見を出す、市長が吸い上げる会議若しくは委員会は、全体を見渡して43条に書いた方が良い気がする。

〔笠原委員〕

- ・まちづくり協議会で、まちづくりパワー支援事業をやっている。これは本当に一般市民が、規模が小さいことをやろうということだが、そこまでは良いと思う。
- ・問題は次の段階の政策的な部分について、学校や保育所、幼稚園など市民の側からそういう要望が出たとしても、具体化、計画化する事が殆ど難しいと思う。
- ・この部分を一步進めるためには、まちづくり協議会のあり方そのものを検討していくことになるが、ではどこが検討していくのか。
- ・行政が検討していくと市民自治とは相反する方向になってしまうのではないか。そこで何らかの形で、まちづくり協議会のあり方や自治区間の連携、共働などの仕組みを作れたら良いと思う。

〔井上委員〕

- ・北見市には、本来の仕組みというものがあるのか。

〔逢坂副座長〕

- ・例えば、まちづくり協議会など。

〔井上委員〕

- ・最高条例に書くのは、あくまでもルール。そうなった時に、現状がそうだとすると改めてここで地域振興がきちんと行われるルールのものを、もう一度明記する事が最高条例の位置付けになるのではないか。
- ・地域振興のためにはまちづくり協議会がどういう役割を担う事が大事なのか。そして連携がどうあるべきか決まっているのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・自治区設置条例が既に出て、そこでまちづくり協議については位置付けされており、当然自治区設置条例の中でまちづくり協議会の担うべき役割は、規定はされている。

〔杉本委員〕

- ・ところが設置条例の中でのまちづくり協議会は、市民の意見を反映するような扱いではない。

〔井上委員〕

- ・それが現実だとしても、本来はそうではないはず。

〔杉本委員〕

- ・やってみれば、ものすごく重たくなってしまふ。言葉では軽いが、まちづくり協議会で話し合う中身は重たい。

〔井上委員〕

- ・例えば、札幌市でまちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりとあるが、これが本来のあるべき姿という事を条例で謳う訳である。
- ・であれば北見市は、まちづくり協議会という位置付けがきちんと条例の中で連携を取るという形で最高条例の中で、言葉として使っても良い位置付けにあるのかを確認したい。

〔杉本委員〕

- ・その通りである。

〔井上委員〕

- ・では位置付けを明記して、更にまちづくり協議会が連携することで、地域振興の役割は、本来期待されるものとして設置しているのか。
- ・もしかすると、一般市民はそれすら分からないかもしれない。だから最高条例としてその部分をきちんと明記する事が大事だと思う。

〔杉本委員〕

- ・しっかりと書かなくてはいけないと思う。札幌市のまちづくりセンターよりも自治区という特殊性からいうと、協議会がものすごく重たくなっている。自治区の中のまちづくり協議会は、議会と同じぐらいの事を審議しなくてはいけない。しかし権限がない。

〔中山座長〕

- ・その部分が引かかる部分だが、役割があるということは権限も含めてということであり、権限がないということは、役割を担っていないのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・まだ十分な機能をしていないということではないか。

〔杉本委員〕

- ・機能ができないということ。市長がそれぞれの委員を任命しているので、行政側の意見の取り込みになってしまう。

〔井上委員〕

- ・しかしそれを改めて、位置づけや役割を担う必要性があるのであれば、逆にきちんと謳い役割も担っていただくことが必要。

〔中山座長〕

- ・設置条例を変えなくてはいけない。

〔井上委員〕

- ・設置条例で謳っているのでは。

〔笠原委員〕

- ・まちづくり協議会の役割というのは、基本的には自治区内に限定されている。ただし、10条で「自治区長が、自治区の円滑な運営と均衡ある発展に」という部分の「均衡ある発展」は、全市を意味するのかどうか非常に微妙な所だと思う。
- ・副市長が今は自治区長になっているので、まちづくり協議会で話された事は、自治区長が受ける。そして市長と副市長の中で、均衡ある発展について論議をしているという意味合いだと思う。個人的にはこのようなことでは駄目だと思う。

〔杉本委員〕

- ・自治法の中で、どうして特別職を置かないで事務職に限定するのかというと、ボトルネックになってしまうからである。
- ・それぞれの自治区で権限のある特別職が増え、副市長が権限を持ちすぎると、それぞれの意見がそこへ全部集中して住民の意見や自治区の意見が通らなくなってしまうからである。
- ・それで特別職を置かない形にし、事務職だけで自治区長をやっている状態。北見市はこれと違うので、どうしても笠原委員が言ったように、各自治区の中だけのことしか話せなくなってしまった。

〔井上委員〕

- ・自治区長は設置されていて、まちづくり協議会を設置したときには、役割と目的は明記されている。確認したのは最高条例なので、無いものを謳う事はできないし、無い委員会や無いものの名称をここで出す事はできないと思う。

〔高橋委員〕

- ・出れば、作らなくてはいけなくなるのではないか。無い条例、無い委員会なども。

〔井上委員〕

- ・無い条例の事ではなく、まちづくり協議会はある訳で、札幌市はまちづくりセンターを設置したときに、役割と目的があり、少なくともそれを拠点として、地域のまちづくりをすと謳っているのだから、最高条例にも使える。
- ・北見市は、自治区長、まちづくり協議会を設置している。その時にきちんと役割や目的を明記しているのかの確認である。

〔中山座長〕

- ・それは書いてある。
- ・それをまたここに書くという事は、1つの方法かも知れない。

〔井上委員〕

- ・現実はどうであれ、目的を書くのではなく、位置付けがどうか。

〔逢坂副座長〕

- ・位置付けはされている。

〔井上委員〕

- ・位置付けがされているという事は、使っても良いということではないか。

〔高橋委員〕

- ・使っても良い。ただ、それが足りなかったら、設置条例を変えないとならなくなる。

〔笠原委員〕

- ・いずれにしても、この条例が制定された段階では、改めて他の計画や条例などを整合性があるか見直しを図ることが大前提である。
- ・だから、現在のまちづくり設置条例や他の条例に決まっていることであっても、一旦、フィルターをかける意識でやっていけば問題はない。
- ・だから、まちづくり設置条例の中であったとしても、問題は運用の部分である。現実に関わる運用や行政組織についても、条例を尊重した形で組織を改善していくという事が

書かれているので、それを 43 条と 44 条でやっていくのが良いのか、それとも 39 条は今のような議論の形で収めていくのが良いのか。

〔中山座長〕

- ・どちらかという、今笠原委員が言った最初の方で審査や検証、全体に関する部分を 43 条に書いて、できる限りまちづくり協議会は、役割や目的などを改めて書き込む事が良いのではないかと思う。

〔井上委員〕

- ・目的を書くということを行っている訳ではない。それはもう設置条例で謳われている。
- ・ただ、まちづくり協議会の役割と責任がきちんとあるならば、最高条例としてはその協議会のもともとの役割と目的がきちんと果たされるという大前提のもとに、文章を書いたら如何かということ。

〔中山座長〕

- ・権限は別として、自治区設置条例で役割は細かく書かれている。

〔井上委員〕

- ・ではその役割が、きちんと全うされるような条例文が大事だと思う。

〔中山座長〕

- ・設置条例を見ると自治区内は全く問題無いと思う。後は自治区間の連携だけだと思う。

〔井上委員〕

- ・あえてまちづくり協議会の設置目的や役割に基づき、それぞれの協議会が連携をして、地域の均衡ある発展をさせるということを書けば良いのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・今、井上委員が言われた様な流れで条項は作れる。あとは実際の運用の中で荒井委員が言われた 50%の事などを提言という形で別な仕組みの中で十分検討をするべきと思う。提言は別な項目の中で議論すべきでは。

〔中山座長〕

- ・まちづくり協議会は、まちづくりに関し計画し意見を述べるという、杉本委員が言われたように重たい役割があり、それを前提として、まちづくり協議会を主語にして、「まちづくり協議会は地域振興を図るため、北見市全体の均衡ある発展を目指し、自治区間の連携を深める。」ということで如何か。

〔杉本委員〕

- ・ただ、設置条例とのすり合わせも必要なので、単純にまちづくり協議会の言葉をそのまま 100%使う訳にはいかないと思う。あくまでも設置条例は自治区内のことだから。

〔中山座長〕

- ・その事は事務局に確認してからになる。

〔杉本委員〕

- ・まちづくり協議会はあくまでも自治区内だから、その言葉どおりではなく、「他の自治区と」などと言葉を入れながらやっていかないと、他の自治区との連携を強める事ができない。
- ・逃げ道を探しながらやらないと駄目だと思う。まちづくり協議会の権限は設置条例の中

でもある程度限定されていて、意見を言うぐらいで、それ以上はない。

〔高橋委員〕

- ・連携も、別に条を設置しなければならないと思う。そうでなければ市長が連携をさせなければならないのか、協議会が連携することができるのか、分からない。

〔杉本委員〕

- ・今のまちづくり協議会は、市長にしか意見を言えない。

〔高橋委員〕

- ・自治区設置条例に連携は無い訳か。

〔水口委員〕

- ・少し事務局と確認して、ある程度整理した方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・5分休憩し、整理する。

（休憩）

〔中山座長〕

- ・まちづくり協議会の関係は、自治区設置条例にかなりしっかりと役割等が書かれており、それが守られれば均衡ある発展を行うことができる。
- ・書くとすれば、まちづくり協議会を介した自治区の連携となるが、それであれば元々原則に自治区間の連携と言う言葉が入っていたので、第8条に再びそれを戻して、地域振興にはそれほど書かなくても良いのではないかと。

〔高橋委員〕

- ・「連携」と言うことを、まちづくり協議会委員の皆さんが重要視されており、条文の前の方が強いと思うので、「連携」で1条作ってしっかりと書いた方が良いのではないかと。
- ・「連携」とすると書くだけでなく、例えば市長が連携させる義務があるのかなど具体的に書かないと、連携は進まないのではないかと。

〔中山座長〕

- ・まちづくり協議会だけが自治区のまちづくりを考えるとこころではないので、市民全体が考えなければならない。
- ・「まちづくり協議会は」とすると、かなり限定し過ぎになってしまう。

〔杉本委員〕

- ・連携をしなければならないことは当然のこと。多様な連携が必要。まちづくり協議会だけでなく全体として。だから書いておくべきではないかと。
- ・例えば、地域振興（産業・経済）を考えれば、第1次産業のものを第3次産業の北見が売るなど、役割の違いが出てくるから連携は書いておいた方が良いのでは。

〔中山座長〕

- ・具体的にはどんな書き方か。

〔井上委員〕

- ・8条で「連携」を取ったのなら、キーワードを使い「北見市全体の均衡ある発展のために、地域の特性を生かし自治区間の連携を深める」ではどうか。

〔中山座長〕

- ・主語はどうする。今まで全て主語がある。

〔笠原委員〕

- ・「市長等は、北見市全体の均衡ある発展を目指すために、地域の特性を生かし自治区間の連携を強めるよう努める」とか。
- ・地域エゴをどこで調整するか。今までは市長、副市長（自治区長）だけであった。それだけだと住民はどこにいるのかなど、まちづくり協議会も地域エゴだけではダメではないかという牽制と連携の両方明記しておかないとバラバラになるような気がする。

〔中山座長〕

- ・「市長等は、地域振興を図るため北見市全体の均衡ある発展を目指すために、地域の特性を活かし自治区間の連携を深めるよう努める」となるか。

〔笠原委員〕

- ・8条との整合性が出てくるので整理して、重複しないように文言整理が必要。

〔中山座長〕

- ・第39条（地域振興）確認する。「市長等は、地域振興を図るため北見市全体の均衡ある発展を目指すために、地域の特性を生かし自治区間の連携を深めるよう努める」。
- ・8条との関係で文言整理が必要であり、39条文言も若干変更の可能性あり。

第10章 国、北海道及び他の自治体等との関係

〔中山座長〕

- ・第41条は如何か。

〔杉本委員〕

- ・共通する問題解決と言うことだが、地域の問題を国や北海道に逆公募もあると思う。ここでは受け皿的雰囲気だけなので、地域振興などを考えていった時、地域の中のものを国や道に要望していく関係も当然必要である。

〔笠原委員〕

- ・条文に「相互に連携し」と入っているのが良いのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・この条文自体はこれで良いと思う。
- ・もう一つは、まちづくりに関する問題点や仕組み、制度など色々問題が出てきたものは、必要に応じて国や道に提案をするなど、もう1文入れた方が良いと思う。
- ・その参考条文が札幌市第30条2項「市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。」
- ・「連携」は前に出ているので、外しても良いが、「関係する制度の整備等の提案を行うもの」は入れた方が良いのではないか。

〔杉本委員〕

- ・それは入れた方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・「国及び北海道その他の自治体と相互の連携」が重なるが。

〔逢坂副座長〕

- ・取ってはどうか。

〔笠原委員〕

- ・札幌市の場合は、1項目が他の自治体との連携・協力、2項目が国、道になっており、区分けをしている。
- ・近隣市町村とは連携協力とし、国、道には整備の提案を行うとした方が良いかも。

〔中山座長〕

- ・それでは、1項の「国及び北海道」が取れて、「その他の自治体と相互の連携」とし、新たに2項を作る。
- ・確認。41条1項。「議会及び市長等は、共通する課題又は広域的な課題の解決に向けて、その他の自治体と相互に連携し、及び協力する関係を築くものとする。」
- ・2項。「議会及び市長等は、まちづくりの課題について、必要に応じ、国及び北海道等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。」

42条（国際交流等）

〔中山座長〕

- ・札幌市では第3項になっている国際交流だが、如何か。

〔笠原委員〕

- ・目的が札幌市の方がはっきりしている。まちづくりに生かすものと。
- ・42条は目的が明記されていない。

〔逢坂副座長〕

- ・まちづくりに生かすべきである。

〔中山座長〕

- ・「・・・交流を推進し、まちづくりに生かすものとする」

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・ここでは、北見市は市民を意識している条文。主体が行政の場合には、議会及び市長等である。
- ・市民が出来ないものは市がやり、市が出来ないものは道がやり、道が出来ないものは国がやります。国が出来ないものは国際交流でやるという流れである。
- ・そういう関係だけではなく、主体性の補完の原理に市民の意識を持ってきているのがポイント。ただ、この考え方で良いのかということはある。
- ・札幌市は主体の補完性の原理だけを謳っており、北見は市民を入れて意識している。

〔逢坂副座長〕

- ・市民を入れておくことで良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・札幌の場合は実際にミュンヘンなどの都市の手法を取り入れたまちづくりをしてきた。
- ・海外の自治体などと連携しながらやっている実績を踏まえて書かれていると思う。
- ・北見市の場合は、そこまでいっていないので、もう一段階レベルを上げて、まちづくりに生かせる形にしていきたい。

〔中山座長〕

- ・ちなみに北見市はどこと姉妹都市か。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・合併後増えて、エリザベス市（アメリカ）、ポロナイスク市（ロシア、友好都市）、晋州市（韓国）、バーヘッド町（カナダ）と高知市、佐川町（高知県）、丸森町（宮城県）、大野町（岐阜県）
- ・ただ、そこは市との交流であり、市民は市民の立場で国際交流や個人的な付き合いを含めての交流をまちづくりに生かしてくださいということである。

〔笠原委員〕

- ・個人的な交流をしている人もおり、それも一つのまちづくりであり、そういうものも評価しながらまちづくりに生かしてほしい。

〔中山座長〕

- ・「まちづくりに生かす」を追加し、42条（実際は41条）確認。「市民、議会及び市長等は、国内外の人々及び団体との多様な分野における交流を推進し、まちづくりに生かすものとする。」

第10章（新11章） 条例の改正等

第43条（新42条） 条例の趣旨に関する事務等の検証

〔中山座長〕

- ・笠原委員から資料をいただいているので、説明願う。

〔笠原委員〕

- ・43条に関しては、たたき台を基本に、条例の趣旨に沿って整備と運用されているかの評価、さらに必要な見直しを行う仕組みなど、より具体的な手順を入れた方が良いのではないか。
- ・それを39条で何らかの組織を作るべきか、作らなくても良いかの判断が必要。
- ・43条2項で、評価に当たって市民の意見も入れた方が良いとの考え方である。

〔中山座長〕

- ・1項目に「必要な見直しを行う仕組みの整備」が追加され、39条で笠原委員から示されたような委員会とも関わってくるが事務局としてはどうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・39条で出されていた組織の立ち上げも含めて、何らかの対応だと思う。今の時点ではどのような仕組みで、どのような検証をしていくのか分からないが、非常に大変な作業だと思う。

〔中山座長〕

- ・仕組みを整備しなければならないとした場合、新たな条を立てて具体的に書くことになるか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・仕組みと言うのは、例えば条例の設置ということかもしれないし、或いはオンブズマン組織を作ることや、評価する組織を作るなど色々あると思う。

- ・一定程度、裁量権でみられると言う規定は、行政側からみると大変厳しいが条例としてあり得ると思う。

〔水口委員〕

- ・この案のように、踏み込んだ方が良くと思う。結局、これだけ長いこと協議してきたことは、市民の側に行政をもってきたいということだから。

〔中山座長〕

- ・43条（本来は42条）笠原委員の私案の1項、2項で如何か。あとで全体を見たとき、厳し過ぎるとなれば見直しすることとして、取り敢えず1項、2項は笠原委員の案とする。
- ・笠原私案43条「市長は、市民自治によるまちづくりに関する事務の執行又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。」
2項「市長は前項の規定による評価にあたっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。」
- ・これに関わり、市民自治推進委員会について笠原委員から提案されているが如何か。例えば「市長は」から始まらない違う主語とか、外部委員会の設置なりとするか。
- ・条として上げた方が良いのか、それとも「仕組みを整備しなければならない」と、かなり書き込まれているので、あとは市に委ねることもできるが。
- ・笠原委員の意見は如何か。

〔笠原委員〕

- ・整備、運用、検証、評価し、仕組みを作っていけば良いことであり、それを具体化する段階になってどう言うことが出てくるか。
- ・いずれにしろ、これを設置しておかないと条例を活かせない。
- ・39条市民自治推進委員会設置そのものについては、さらに踏み込んでしまうので、個人的には入れたいが、これは厳しいと思う。

〔高橋委員〕

- ・この市民自治推進委員会は条例に関してだけでなく、総合計画や市が市民と作ってきた全てのものに対して、確認・検証していくこととして書かれたのか。

〔笠原委員〕

- ・基本的にはそうである。

〔高橋委員〕

- ・そうであれば、10章ではないのではないか。

〔笠原委員〕

- ・ところが、主語が市民だけでやると39条になる。
- ・市民の場を設定するのが、先ほどからの論議でも現実的には難しいということなので、43条も行政評価みたいな形の主語が「市長は」と入れざるを得ない。

〔中山座長〕

- ・笠原委員も言われたが、私は3項に市民自治推進委員会をつける必要はないと思う。
- ・1項で「必要な見直しを行うための仕組みを整備」と書かれているし、2項で「市民の

意見が適切に反映されるよう努める」とあるので、このままでも良いと思う。

〔井上委員〕

- ・私たちの役割は、条例を作るのが役割なので、仕組みを整備しなければなりませんと言う条例を作るのが役割である。
- ・それを受け、どう仕組みを作るかは市の役割では。

〔事務局～企画課長〕

- ・この条文であれば、条文の趣旨に沿ったかどうか、どういった形で検証していくかの仕組みを行政側は作らなければならない。
- ・では、行政側が一方的に作った仕組みで自ら判断して良いかと言うと、2項に「市民の意見が反映」とあるので、何らかの市民の声を聞く手立てを考えなければならない。
- ・行政側から言うと、相当厳しい条文になっている。

〔井上委員〕

- ・そこは行政を信じて、越権行為をしない方が良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・逢坂さん達が旧北見市でやってきたようなことが本来 39 条である。
- ・条文に明記しなくても、行政と関わりなく住民組織として立ち上げてやるということは想定しながら、それを解説に含めるとか。

〔水口委員〕

- ・この条文を真面目にやるとなれば、行政は相当辛いと思う。

〔中山座長〕

- ・それでは、これはこのままとする。3項は作らずに。

44 条（新 43 条）（条例の改正）

〔中山座長〕

- ・「社会情勢の変化があった場合など」で、市長が変わる場合はどうなんだと言うことで以前多治見市の話も出ており、その時には社会情勢の変化に含まれるのではないかと言うことであったと思う。

〔笠原委員〕

- ・2項目で「前項の措置を講じる場合は市民の意見を反映させる」のところで担保していると言う話だったと思う。
- ・先ほどの 43 条の検証の部分とこの条例の改正の部分が繋がっているので、改正の前に条例の検証が設置されていて、守られていればある程度コントロールされるのではないかと思う。

〔中山座長〕

- ・それでは、43 条（条例の改正）はこのままとする。

～ 検討内容のまとめ～

第 39 条（地域振興）

「市長等は、地域振興を図るため北見市全体の均衡ある発展を目指すために、地域の特性を生かし自治区間の連携を深めるよう努める」

ただし、8 条との関係で文言整理が必要であり、39 条文言も若干変更の可能性あり

第 10 章 国、北海道及び他の自治体等との関係

第 40 条（国、北海道及び他の自治体等との関係）

第 1 項 一部修正「国、北海道」を削除する。

新たに 2 項を加え、「議会及び市長等は、まちづくりの課題について、必要に応じ、国及び北海道等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。」

第 41 条（国際交流等）

一部修正 「まちづくりに生かす」を追加し、

「市民、議会及び市長等は、国内外の人々及び団体との多様な分野における交流を推進し、まちづくりに生かすものとする。」

第 11 章 条例の改正等

第 42 条（条例の趣旨に関する事務等の検証）

第 1 項 修正 笠原私案とする。

「市長は、市民自治によるまちづくりに関する事務の執行又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。」

第 2 項 修正 笠原私案とする。

「市長は前項の規定による評価にあたっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。」

ただし、全体確認時、内容が厳し過ぎるとなれば見直す。

第 43 条（条例の改正）

たたき台のとおり。

〔中山座長〕

・一通り条文の検討を終えた。積み残しもあるので今後整理したい。

次回の会議について

〔中山座長〕

- ・次回は、みなさんから提出いただいた「前文」を検討し、今後の進め方を検討する。
- ・次々回に、まとめたもので全体条文の確認と積み残し条文の検討を行いたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・みなさんから提出いただいた「前文」をまとめたものと杉本委員からの資料、副座長からの資料を配布する。
- ・次々回に、今まで検討された条文と解説も含めた一定程度全体をまとめたものを資料として出したいと思う。
- ・次回会議は6月5日（金）を予定する。

〔笠原委員〕

- ・事務局に確認したい。情報公開の関係だが、新聞報道で各自治区の水道料金や保育料などの料金統一が報道された。それぞれ審議されているが、水道審議委員会など会議は公開になっているが、いつ開催されるかがホームページでも公開されていないので、公開してほしい。
- ・もう1点要望であるが、水道料金や保育料についてある程度決まってから利害関係者に説明と言う形になると思うが、最終決定を行う前に公聴会などは行われぬのか。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・開催案内が公開されていないのであれば、企業局等へ連絡し公開するよう伝える。
- ・水道料金、保育料の報道は、合併調整方針で各自治区の料金の違いをどのように統一していくかを事務レベルで話し合っているところである。
- ・それがどのように統一されるか決まれば、23年から実施予定であることから、それまでの間に段階的に解消していく考え方であり、この後、十分に地域と協議した上で理解を得て進めると保健福祉部から聞いている。
- ・水道料金についても、経営審議会で統一に向けた考え方を審議されており、考え方が決まり次第地域との話し合いを行う進め方である。

〔笠原委員〕

- ・例えば、今説明があったようにスケジュール的なものが公表されていて、市民も分かっていたら、一部先行した報道があっても誤解しないのではないかと。
- ・プロセスの公開をすれば、より市民との協力関係や理解度が深まるのではないかと。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・通常は地域のみなさんと色々な意見を交換して、ある程度合意を得て整理をする方法もあるが、今回は合併調整方針であり、制度を統一する考え方で、結果、料金がついてくることなので非常に分かりづらい。
- ・委員の言われることは十分分かる。理解が得られるよう保護者の方々には十分な説明が必要であり、保健福祉部に伝える。

〔中山座長〕

- ・以上で、本日の会議を終了する。